解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十六日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

奈良県北葛城郡河合町池部一丁目一番一号
河合町土地開発公社
代表清算人　岡井　康徳

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日付高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

高知県長岡郡本山町本山五〇四番地
本山町土地開発公社
代表清算人　大石　格馬

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月二十四日渋谷区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

東京都港区南青山一丁目一五番五号
美竹ビルマンション建替組合
代表清算人　峰　隆男

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

兵庫県加西市北条町横尾一〇〇〇番地
加西市土地開発公社
代表清算人　大豊　康臣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十五年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

兵庫県神戸市長田区宮川町一丁目二六番地
医療法人社団坂牧眼科
清算人　坂牧　弓絃

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十五日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目一番一号
八幡浜市土地開発公社
代表清算人　橋本　顕治

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議並びに北海道知事の認証によって、平成二十五年十二月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

北海道釧路市緑ケ岡二丁目一九番地五
宗教法人新金剛寺
清算人　青木　節子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月十七日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

山形県寒河江市本町一丁目九番二八号
寒河江市木の下土地区画整理組合
代表清算人　小山　陽一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

滋賀県長浜市石田町五七六
財団法人石田三成公事蹟顕彰会
代表清算人　木下　茂昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十五年十二月二十六日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

神戸市灘区永手町二丁目三番一七号
準学校法人横田学園
清算人　米谷　稔

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷一〇一五六番地一
財団法人西谷教育後援会
代表清算人　立野　好仁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十二日開催の総会において解散を決議し、鹿児島県知事の承認により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

鹿児島県奄美市名瀬塩浜町三番一〇号
社団法人大島郡歯科医師会
清算人　中村　繁

配当公告

三重県三重郡菰野町大字榊八二八番地一
破産者　内田　貞己

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十四年（フ）第一三九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四七、七九八、二三九円

一、配当することのできる金額
金一一、二五一、九七一円

平成二十六年一月二十三日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　破産管財人　杉岡　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区厚別北三条五丁目二〇番、最後の住所札幌市厚別区厚別北三条五丁目二〇番一五号　被相続人　亡　臼杵　豊茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一　KBLD五階　鈴木一嗣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　一嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字枝川二六番地、最後の住所茨城県ひたちなか市大平一丁目一番一号　被相続人　亡　川島　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

事務所茨城県水戸市大町三丁目四番三六の九〇四号
相続財産管理人　弁護士　松崎　保元